

提 言

労働・雇用と安全衛生に関わる
システムの再構築を
—働く人の健康で安寧な生活を確保するために—



平成23年（2011年）4月20日

日 本 学 術 会 議

労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会

この提言は、日本学術会議 労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会

委員長	岸 玲子	第二部会員	北海道大学環境健康科学研究教育センター・センター長 特任教授
副委員長	和田 肇	連携会員	名古屋大学法学研究科教授
幹事	小林 章雄	連携会員	愛知医科大学医学部教授
幹事	矢野 栄二	特任連携会員	帝京大学医学部教授
	吾郷 眞一	第一部会員	九州大学大学院法学研究院教授
	大沢 真理	第一部会員	東京大学社会科学研究所教授
	樋口 美雄	第一部会員	慶應義塾大学商学部 教授 (平成 21 年 7 月 31 日まで)
	春日 文子	第二部会員	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部室長
	相澤 好治	連携会員	北里大学副学長医学部教授
	川上 憲人	連携会員	東京大学大学院医学系研究科教授
	實成 文彦	連携会員	山陽学園大学副学長
	清水 英佑	連携会員	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
	波多野睦子	連携会員	東京工業大学 理工学研究科電子物理専攻教授
	宮下 和久	連携会員	和歌山県立医科大学副学長医学部教授
	村田 勝敬	連携会員	秋田大学医学部教授
	五十嵐千代	特任連携会員	東京工科大学 医療保健学部 産業保健実践研究センター長・看護学科准教授
	井谷 徹	特任連携会員	労災保険情報センター専務理事 (平成 22 年 12 月 10 日まで)
	小木 和孝	特任連携会員	労働科学研究所主管研究員・国際産業保健学会 (ICOH) 会長
	草柳 俊二	特任連携会員	高知工科大学工学部社会システム工学科教授
	久永 直見	特任連携会員	愛知教育大学・保健環境センター教授
	宮本 太郎	特任連携会員	北海道大学法学研究科教授 (平成 22 年 12 月 10 日まで)
	森岡 孝二	特任連携会員	関西大学経済学部教授

提言作成にあたり以下の方たちにご協力いただきました。

堀江 正知	産業医科大学教授
酒井 一博	(財) 労働科学研究所所長

要 旨

1 背景

経済環境や社会構造の変化、とりわけ世界規模で進行している経済情勢の大きな変化は、働く人の生活と健康や安全、あるいはその家族の生活にかつてない厳しさをもたらし、地域社会など国民生活全体にも大きな影響を及ぼしている。OECDによれば、近年、日本の相対的貧困率は先進国中第2位とされるが、貧困の背景には、低賃金で働く非正規雇用の増大という雇用問題がある。他方、雇用が安定していると考えられている正規雇用労働者についても、過労死・過労自殺につながるような長時間労働は依然として続いている。多くの労働者が精神的ストレスを抱えており、職場でのメンタルヘルス（精神保健）対策が大きな課題になってきている。

2 労働者の健康・安全に関する現状と課題

過労死の労災申請件数はこの10年間で約2倍に、過労自殺の申請件数は約6倍に増加した。長時間労働は労働生活と家庭生活の調和（ワークライフバランス）を難しくさせる大きな要因ともなっている。一方で、非正規雇用者はこの20年で実数で約2倍になり、現在では全労働者の1/3以上が非正規雇用である。その多くが下請けや孫請け企業で働いており、外傷や健康障害の危険性が高い業務に従事させられているにもかかわらず、安全衛生サービスからは外れていることも多い。特に労働者のほぼ6割が働いている中小零細企業での労働・雇用環境の改善は重要な課題である。現行の産業保健サービスのあり方を見直し、すべての働く人に産業保健サービスを適用する方向と、職場での自主的な環境改善を支援する法制度の整備、産業医、産業看護職、産業技術職などの産業保健専門職の活用、人材の養成と教育訓練のための体制構築や研究体制の整備も急がれる。

3 提言の内容

(1) 国の健康政策に「より健康で安全な労働」を位置づけるとともに社会的パートナーである労使と協力して安全衛生システムの構築を図る

労働安全衛生を推進し、適正な労働時間短縮と労働生産性の向上の両立ができ、また国を挙げて進めているワークライフバランスと男女共同参画が達成できるように、国は「より健康で安全な労働生活」を政策の上位理念とし、それを「健康日本21」などの重要な健康政策の中に位置づけるべきである。

使用者と労働者は社会的パートナーとしてそれぞれの職場、あるいは産業分野において安全衛生システムの構築を図り、予防活動を進めていくべきである。そのため、国は、国際協調の見地からも労使と協力して日本が国際標準からみて遅れている分野では、ILO 未批准条約の批准と国内法制度の整備に向けて一層の努力が要望される。

(2) 労働・雇用および安全衛生にかかわる関連法制度の整備と新たなシステム構築に向けて

① 過重労働と過労死・過労自殺を防止するための法的な整備を行う

国は、過重労働対策基本法を制定し、過重労働対策の基本を定め、過重労働に起因する労働者の健康被害の実態を把握し、過労死・過労自殺等の防止を図る。36協定などの制度を見直し、1日の最長労働時間、時間外労働の時間についての1日、1週、1月、1年単位での上限を設定し、併せて最低休息时间制度を導入し、時間外労働等の賃金割増率を引き上げるべきである。また、ILO第132号条約の批准を目指し、最低2労働週の連続休暇の取得を推進するための諸条件の検討を開始すべきである。

② 非正規雇用労働者の待遇改善に向けて法制度を整備する

賃金や年金、社会保険などの基本的労働条件について、非正規雇用労働者の待遇の抜本的な改善を行うために、ILO第175号条約（パートタイム条約）を批准し、雇用形態や性別による差別を禁じるための法制度を作るべきである。行政や労使は、同一価値労働同一賃金の原則の導入に向けて、それぞれの産業や職種で職務評価手法の開発など具体的に解決すべき諸課題の整理・検討を早急に開始すべきである。

③ すべての就業者に安全衛生に関する法律・制度を適用する体制を強化する

これまで安全衛生サービス提供が不十分であった10人未満の零細な事業所の労働者や、自営業者、農業従事者、非正規雇用労働者など、すべての就業者に労働安全衛生対策が行き渡るよう、国は関連法制度の整備を行うべきである。そのためILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）とILO第161号条約（職業衛生機関に関する条約）、両条約の我が国における早急な批准が不可欠である。

④ 職場の危険有害環境を改善するために法制度の整備を図る

国は、職業性健康障害の発生状況を的確に把握し、実行ある予防体制を確立するため、作業環境測定結果の報告を義務付け、国が行う安全衛生調査に9人以下の小規模事業場と自営業を含めるなど行政データを一層利活用できる仕組みへと改善すべきである。自主的な労働安全衛生活動をするため、労働者が有害性を「知る権利」について、ILO第170号条約（化学物質条約）を批准し、関係国内法を整備すべきである。

⑤ 中小零細企業での労働安全衛生向上のための諸施策を充実させる

大企業と比べて格差の広がる中小企業にも実効性のある仕組みの構築が喫緊の課題である。国は、中小企業による労働安全衛生活動を支援するため、産業保健推進センターや地域産業保健センターなどの公的な機関が労使・専門職・地域保健との連携の中で十分に機能を発揮できるよう法的整備とシステム構築を一層進める必要がある。

⑥ メンタルヘルス対策のために有効な施策やプログラムの立案・普及を図る

国はメンタルヘルス確保のため、長時間労働などの労務の過重性への対応に加え、